

令和元年度

鳥羽市 健全化判断比率
各会計資金不足比率 審査意見書

鳥羽市監査委員

鳥 監 第 2 9 号
令和 2 年 8 月 19 日

鳥羽市長 中 村 欣一郎 様

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 奥 村 敦

令和元年度鳥羽市健全化判断比率・
各会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日号外法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和元年度鳥羽市健全化判断比率・各会計資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

凡 例

- 1 文中及び表中で、千円単位で表示した金額は、原則として四捨五入した。
また、比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 2 上記により、文中及び表中の金額及び比率は、内訳と、内訳の合計が合致しないものがある。
- 3 文中に用いているポイントとは、%間または指数間の単純差引数値である。
- 4 表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」・・・該当数字はあるが、単位未満のもの
「—」・・・該当数字なし、又は算出不能なもの
「△」・・・負の数、減少

令和元年度鳥羽市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 準拠している基準

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定により定められた鳥羽市監査基準(令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号)

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査(鳥羽市監査基準第7条第1項第7号)

3 審査の対象

令和元年度鳥羽市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として考察した。

5 審査の実施内容

令和2年8月1日から令和2年8月18日までの期間において、関係書類との照合等の手続きを実施した。

第2 審査の結果

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率
			単年	3ヵ年平均	
令和元年度算定値	—	—	9.5	9.6	62.5
平成30年度算定値	—	—	9.8	9.1	66.3
差 引 増 減	—	—	△0.3	0.5	△3.8
早期健全化基準	14.27	19.27	—	25.0	350.0

第3 意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の実質収支は黒字となっているため実質赤字比率は算定されず、良好な状態となっている。なお、実質収支比率は5.43%である。

(単位:千円、%)

実 質 収 支 額	347,382	=	実質収支比率	実質赤字比率
標 準 財 政 規 模	6,400,136		5.43	—

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質収支は黒字となっているため連結実質赤字比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、連結実質収支比率は43.69%である。

(単位:千円、%)

連 結 実 質 収 支 額	2,795,918	=	連結実質収支比率	連結実質赤字比率
標 準 財 政 規 模	6,400,136		43.69	—

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率(3ヵ年平均)は9.6%であり、昨年度と比較し0.5ポイント増加しているものの、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

なお、単年度でみると、9.5%であり、前年度の比率と比較し0.3ポイント減少している。

この主要因は、災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された公債費が、2,480 万 3,000 円増額となったことにより分子が減少したほか、同様に分母においても、1,645 万 9,000 円減額となったことによるものである。

(単位:千円、%)

(A + B)	—	(C + D)		実質公債費比率
(1,368,371 + 314,287)		(128,843 + 1,044,332)	=	(単年度)
E	—	D		9.5
6,400,136		1,044,332		

A: 地方債の元利償還金(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C: 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源

D: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E: 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)

(単位:千円、%)

単 年 度			⇒	実質公債費比率
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		(3ヵ年平均)
9.7	9.8	9.5		9.6

※ 実質公債費比率は、単年度分は小数点以下第2位を四捨五入、3ヵ年平均は小数点以下第1位未満を切り捨てしているため、計数が一致しないことがある。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は62.5%であり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

なお、前年度の比率66.3%と比較すると3.8ポイント減少している。将来負担額については、一般会計等の地方債残高が1億3,349万3,000円増額となったものの、公営企業等の地方債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額が5,417万円、一部事務組合の地方債元利償還金に対する一般会計等負担金見込額が1億8,268万円、退職手当支給予定額のうち一般会計等負担金見込額が5,847万5,000円とそれぞれ減額している。そこから控除される充当可能財源等については、財政調整基金などの充当可能基金の年度末現在高は1億3,190万5,000円増額し、充当可能特定歳入の見込額についても7,260万2,000円増額となったものの、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額が1億5,602万4,000円の減額となり、分子である将来負担額が小さくなっている。

また、標準財政規模は396万1,000円とわずかに増加し、そこから控除される事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が826万8,000円減額し、災害復旧等に係る基準財政需要額が2,480万3千円増額したことによって分母が小さくなったが分子の減少が上回ったため、将来負担比率が減少したものである。

将来負担額	—	充当可能財源等	(単位:千円、%)
15,870,991		12,520,261	将来負担比率
標準財政規模	—	算入公債費等	
6,400,136		1,044,332	62.5

第4 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度鳥羽市各会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 準拠している基準

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定により定められた鳥羽市監査基準(令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号)

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項に基づく資金不足比率審査(鳥羽市監査基準第7条第1項第7号)

3 審査の対象

次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

①令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計

②令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計

③令和元年度鳥羽市水道事業会計

4 審査の着眼点

市長から提出された各会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として考察した。

5 審査の実施内容

令和2年8月1日から令和2年8月18日までの期間において、関係書類との照合等の手続きを実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

記

(単位:%)

会 計 名	令和元年度	平成30年度	差引増減	経営健全化基準
①鳥羽市定期航路事業特別会計	—	—	—	20.0
②鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—	—	
③鳥羽市水道事業会計	—	—	—	

第3 意見

① 令和元年度鳥羽市定期航路事業特別会計の資金不足比率について

定期航路事業特別会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。

(単位:千円、%)

$$\frac{\text{資金の不足額 (前年度繰上充用金 0)}}{\text{事業の規模 311,492}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{資金不足比率} \\ \hline \text{—} \\ \hline \end{array}$$

※ 「資金の不足額 > 0」である場合、資金不足が発生している。

② 令和元年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計の資金不足比率について

特定環境保全公共下水道事業特別会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。

(単位:千円、%)

$$\frac{\text{資金の不足額 (前年度繰上充用金 0)}}{\text{事業の規模 47,318}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{資金不足比率} \\ \hline \text{—} \\ \hline \end{array}$$

※ 「資金の不足額 > 0」である場合、資金不足が発生している。

③ 令和元年度鳥羽市水道事業会計の資金不足比率について

水道事業会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、水道事業会計決算審査意見書に記載した事業の短期流動性を表す流動比率は826.7である。

(単位:千円、%)

$$\frac{\text{資金の不足額 (流動負債 569,306 - 流動資産 2,742,079)}}{\text{事業の規模 1,145,801}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{資金不足比率} \\ \hline \text{—} \\ \hline \end{array}$$

※ 「資金の不足額 > 0」である場合、資金不足が発生している。

第4 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。